分~2時30分

ところ▼①ポラリス、

②地域医療セ

分~3時・②30日(火)午後1時と き▼①5月25日(木)午後1時カアップで10歳若返り!」

時 時 30 30

申し込み▼

込み▼

電話で健康づ

ŋ

動きやす

い服装で

療法士

ح

内

容▼①「熱中症にご用心

効果的なお食事につ

いてし、

、予防に

講定

介護予

防

セ

ミナ

対

象▼

ず

れ

も 60

歳以上の市内在

663 圏(260)11 進課地域保健活動係の関保健福祉センター健

住者

住宅 の 耐 震 化 • 不 燃化 対策などを補助

よび改善費などに対する補助を化改修費、ブロック塀等の撤去耐震改修費、不燃化・バリアフ して ます。 などに対する補助を実施ブロック塀等の撤去費お バリアフリーの耐震診断費や

の住宅の

補助内容

をL字金物と木ビスで壁

に固定(1世帯当たり2か

所まで)(原則無料)

※ 申 制度利用の要件など、 で市役所建築指導課へ。
し込み▼いずれも直接または電話 詳 Ļ

合わせください。

くはお

(260)5425 M(264)61 圖市役所建築指導課建築指導係☎

登録事業者が現場調査 ①簡易耐震 のうえ、耐震性の目安 診断 を判定(無料) 木造住宅の耐震診断 ①を実施した建築物に 対し登録建築士が診 断し、補強の要否や補 対象建築物▶昭和56年5月以 概算改修工事 ②精密耐震 強案、 前に工事に着手した在来工 費を報告。診断費のう 診断※1 法(構造部分が柱やはり ち6万6,000円まで補助 筋交いで構成される工法) (通常、上限額内で診断 による2階建て以下の木造 住宅 改修工事 ②に基づく補強工事に 木造住宅 対して、工事費用など の一部(工事費の5分の ③耐震改修 工事**1、**2 1、設計監理費の2分の 1、合計上限50万円)を 補助 対象建築物▶既存木造住宅 工事例: 軒裏: 破風板改修 外壁改修、内装不燃化、雨 不燃化改修工事*1、*3 市内業者施工による改 戸・シャッター改修、窓ガ 修工事費(5万円以上) ラス交換、防炎性カーテン の2分の1(上限10万円。 設置、ブロック塀撤去 不燃化改修工事の破風 を含む軒裏などの改修 対象建築物▶既存木造住宅 工事費は上限20万円) バリアフリー化 工事例:段差解消、浴室改良 改修工事※1、※3 トイレ改修、手すり設置、 廊下幅拡張、扉交換 対象となる工事につい ①撤去工事 対象▶安全性が確認できな ブロック塀等 П 市の標準工事費に いもの 安全対策 ッ より算出した額と業者 ク塀等 見積額の、いずれか少 ②改善工事 対象▶①の工事と併せて実 ない額(両工事合わせて 施するフェンスの新設 上限30万円) \mathcal{O} • 予備診断費補助額:1 棟につき上限20万円 対象建築物▶昭和56年5月以 •本診断費補助額:1棟 マンショ 分譲マンションの 前に工事に着手した分譲マ につき本診断費の2分 耐震診断 の1(上限150万円)ま ンション ン たは3分の2(上限200 万円) 登録事業者が木製家具 対象世帯▶65歳以上の人で構

補助の要件

※1 市税などを滞納している場合は利用できません。

家具転倒防止器具

取付支援※4

家具

工事・診断名など

※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。

成される世帯、障がい者世

※3 自己の居住の用に供する住宅に限ります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。 また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。

※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。

問い合わせは各課のホームページ「組織の紹介」からも受け付けています。

※5 施工業者は、原則として市内業者に限ります。

市 民活動推進補助 金 の 対 象事業が決定

障が

い

者相談支援事業

の

_"

活 用

を

同補助 する市 動推進補助金」。 類審査を経て、 年度は公開プレゼンテー 「はぐくみ」の2種類があります。 実施している活動の発展を支援する 上げを支援する「めばえ」と、 営利の市民活動を支援する「市民活 金は、 ・民活動推進基金」を活用する補助金」。「新しい公共を創造 した。 市民団体、 新たな市民活動の立ち 「めばえ」の1 事業者による非 ションと書 すでに 事業を 今

事業名▼移動販売買い物支援・ 者と生産者等の交流事業 消費

事業内容▼近隣にス が 物支援と |援として、生産者から供地域の高齢のかたなどの Ż ケッ

の交流を深める の交流を深める の交流を深める て実施する中で、動販売を継続し野菜を届ける移 体名▼ L a g r a [↓] i ₁



なんでも

そうだん

やまと

市

5138 □ 市役所市民活動市役所市民活動 (260)5103 圏(260)ィア・県人会・市民活動支援係|市役所市民活動課協働・ボラン

すので、

ぜひご利用ください。

n

e°3



師▼①市管理 ①市管理栄養士、 ②市理学

·☆(260) -健康づくり 推進課 5 推 相談日▼①月 B 号室、 午後5時15分、

土曜日午前 ② ③ 月 ~ 金 時 曜 30 白

大学 ② サポ· 8

内、 柳橋 5 -鶴間1 **(260)0238** トセンター 19 3 3 **2** (265) 51 ·花。 音》

受け付け施設▼

9 2

西鶴間1 **2** (2 7 2) 0 12-20たから壱番館1 0 0 (A) (A)

·し込み▼直接または電話午前8時30分~午後5時

生活上の不安や悩みを専門相談員が受け付け

精神障が 定管理)。電話相談も受け付けていまやまと」を実施しています(一部は指 定管理)。 相談支援事業「なんでも・そうだん・ 身近な地域で相談できる、 いにかかわる生活上の不安や悩みを いのある人や家族が、 身体障が ľί 知的障が 障がい 障 者

つ

①障害者自立支援センタ 受付施設▼ ンター) 支援センター ・障害者虐待防止 虐待防止セ -(基幹相談

16(ふきのとう向生舎

タ

話で各事 7 図(262)0999 こころの健康係☎(260)566 図保健福祉センター障がい福祉課

※詳しくは専用ホ 所へ。 ください ムペ -ジをごら

※障が ※①は障がい者虐待の通報や相談に ご相談ください。 各地域の地域包括支援センター 00年推進課☎(260)56 いても受け付けて い者本人が65歳以上の場合は、 詳しくは人生1 います。

次の事業所でも受け付けます へお問い合わせください についての相談は

地域活動支援センター「ポピー」 002)2022 大和東3-15-52階、 (2 4 4) 6 8 **3**070 (1

開所日▼ 5時(水・ 込み▼ ・土曜日は午後8時ま 直 曜日午前10時 (同セン 午後

広報 やまと 2023.5.1